



学校だより

http://www.sumida.ed.jp/ ryogokusho/

平成29年4月6日(木)
墨田区立両国小学校
墨田区両国4-26-6
Tel 3634-7876

平成29年度の始まりにあたって

校長 平林 久美子

御入学、御進級おめでとうございます。

新1年生50名と、転入児童1名を迎え、平成29年度の両国小学校がスタートしました。旧1年3組の教室は、平成30年度開設の特別支援教室として、準備を始めます。今年度より学校選択制の見直しにより、入学児童は減りましたが、丁寧な教育を心掛け教職員一同、心を一つにがんばります。

命名したあの日を思い出しながら名前付けを

さて、昨年度の3月号で「命名したあの日を思い出しながら名前付けをお願いします」という巻頭文を掲載したところ、幼稚園や保育園の園長先生、地域の方から共感のお言葉を多数頂戴いたしました。中でも一番嬉しかったのは、今度入学する新一年生の保護者の方から、「町会の回覧板で読んで感動しました。心を込めて名前付けに励みます。」とおっしゃっていただいたことです。新しい教科書・学用品も配られます。学年・学級・名前の御記入を、お子さんの発達段階に併せて親子で取り組んでください。

校歌の歌詞「学びの道」「忠と孝」は昔も今も変わらず

3月24日には、卒業生86名が両国小学校を巣立っていきました。校長式辞では、「校歌」の歌詞の意味を取り上げました。昭和26年に学校名が両国小学校に変わったときに、新しい校歌を作らず、大正7年に千家尊福(せんげたかとみ)男爵が作詞をした校歌を今日まで歌い継いできました。歌詞の意味と学校生活、今後の生き方を関連させて話したところ、卒業式の最後に、会場全体に大変力強い「校歌」が響き渡りました。

「学びの道」とは、よりよい人になるために身に付けるべきことを習得し実践すること。「忠」とは、相手や集団の中の人々のことを気遣い丁寧に取り組むこと。両国小学校においては、自分がしてもらったように次の人にも親切にする「孝」が伝統になっていることなどを話しました。在校生にも、始業式・全校朝会などで伝えたいと思います。

新しい両国小学校の船出です。今年度も、どうぞよろしくお願ひいたします。

4月 生活目標

学校のきまりを守ろう 「おはよう」「さようなら」と元気にあいさつしよう

- ・帽子、名札、上履きをきちんとしよう。 ・標準服をきちんと着よう。
- ・遊びのやくそくを守ろう。 ・時刻を守ろう。
- ・通学路、乗り物を使う時のマナーを守ろう。

4月の行事予定



6	木	始業式 入学式	19	水	避難訓練、食育の日
7	金	午前授業(給食なし) 電車バス通学指導(中休み)	20	木	児童集会
8	土		21	金	計測(1年)
9	日		22	土	
10	月	朝会(対面式)、すみだいじめ防止の日 保護者会(4~6年)、安全指導日 給食開始(2~6年)、計測(6年)	23	日	
11	火	保護者会(1~3年)、計測(5年)	24	月	朝会、視力検査(6年) 家庭訪問①
12	水		25	火	家庭訪問②、視力検査(5年)
13	木	1年生給食開始 計測(4年)	26	水	音楽集会、視力検査(4年) 家庭訪問③
14	金	計測(3年)	27	木	墨田区学習状況調査(2~6年) 家庭訪問④
15	土	土曜授業(1年生を迎える会) (なかよし班顔合わせ)	28	金	家庭訪問⑤ 視力検査(3年)
16	日		29	土	昭和の日 調べる学習保護者説明会
17	月	朝会、委員会活動①、計測(2年)	30	日	
18	火	全国学力学習状況調査(6年) 尿検査一次			

両国小学校の生活指導について

生活指導主幹 佐藤修一

両国小学校は、学区域外からの電車・バス通学児童が多い学校です。標準服と共に両国小ならではの特色である一方で、他校ではあまり起こらないトラブルも残念ながら発生しています。子供たちが毎日安全で楽しい学校生活を送れるよう、特に以下のことについてお願いします。

■遅刻や早退の際は、安全確保のため、保護者の付き添いをお願いします。

■バスや電車の乗り方、登下校時の歩き方等について、家庭でも指導をお願いします。

バスや電車の安全な乗り方や公共のマナー、寄り道やいたずらをしないことを、御家庭でもくり返し御指導ください。初めのうちは特に、お子さんから少し離れてついていたり、御自宅の前や近くまで迎えに行ったりして、登下校の様子を把握してください。定期券や「安心でんしゃぼと」の管理についても御指導ください。また、定期券にお金をチャージしておかないようにお願いします。

■携帯電話の申請許可について変更しますので、御家庭でよく話し合ってください。

携帯電話の学校への持ち込みは、原則禁止しております。(平成21年1月30日付けで文部科学省より通知) 御家庭の事情で校内持ち込みが必要な場合は、「携帯電話所持願い・面談申込書」を御提出いただき、後日、生活指導部で検討のうえ、許可証を発行します。昨年度は、申請した全児童と校長が面談をし、状況把握に努めましたが、教育活動中の着信や登下校時の不適切な使用が多発しました。学校選択制の見直しにより、近隣小学校と生活指導上の決まりの極端な差を解消したいと考えます。

尚、帰宅後にお子さんが携帯電話を所持する場合も、「SNS両小ルール」「家庭ルール」を守るように御指導ください。